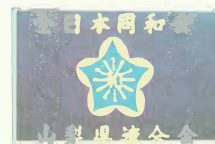




「平成23年度山梨県人権啓発講演会」 が開催されました



さる12月21日(水)に、山梨県と山梨県人権啓発活動ネットワーク協議会の主催により、甲府市総合市民会館・芸術ホールにて「平成23年度山梨県人権啓発講演会」が開催されました。

講師は、国連NGO横浜国際人権センター・広島ランチの代表を務める森島吉美氏(広島修道大学・教授)です。

演題は「隠さず、ぼかさず、ごまかさず～<今、ここ>の差別問題を考える」。

森島先生が長年取り組んでこられた部落差別問題と、同氏が家庭で実践されている男女共同参画のユニークな暮らし方についてのお話しを通じて、私たちが<今、ここ>で起こっている人権(差別)問題にどのように対処していくべきかについて、貴重な示唆を得られた講演だったと思います。

ここでは、森島先生のご講演から特に印象に残ったお話しをご紹介します。



被差別部落の当事者から差別を見る視点—差別の実態

森島氏は、中国地方のある被差別部落に何度も足を運ぶなかで、若い人たちがほとんどいないことに気づきました。地域の人にたずねると、「この地域は差別が厳しいので、子供は中学を卒業すると直ぐに地域外に出すようにしている」とのこと。

その被差別部落の人たちは、「自分たちが差別に耐えてじつとがまんしていれば、子ども達への差別が少なくなるかもしれない」と考え、当初は差別を無くす運動に反対していました。しかし、次第に森島氏の熱心な理解者となり、同氏の人権講演会には多くの当事者が参加するようになりました。

このように、差別を受けている当事者が差別を無くす運動に立ち上がることが、地域の人々の理解を得ていくため(人権意識を高めていくため)に本当に大切な取組であると改めて感じました。

差別は、具体的、攻撃的、個別的

これに対抗する人権問題研修が、一般的、抽象的、守りの対応では役に立たない

森島先生は広島修道大学・教授としてドイツ文学や広島学などを教える中で、必ず、部落差別問題に触れるそうです。特に、先生が相談対応した結婚差別の話には学生が強い関心を示すとのこと。

先生のもとには、毎年数件以上、差別を受けた若い人たちから具体的な相談が寄せられます。

自分の子供が部落出身の人と結婚したいと打ち明けられたときに強く反対する親は、子供との絆が強く、子供の方でも親の反対を押し切って結婚するには、そうとうな勇気と闘う(親等を説得する)ための「武器」が必要となります。

森島氏は、人権研修は、実際に差別を受けている人が(差別を無くす)「闘い」に役立つ「武器」を提供していくことが大切だと訴えます。

実際に厳しい反対を受けた子供が、森島氏の助言や励ましを得て親や周囲を説得したお話しをうかがい、森島氏のように親身になって差別を受けた人を支援する人が増えることが大切と感じました。

人権問題にかかわるとは、「人のためになる立派な行為」ではなく、「自分のため」

森島氏は、奥様(広島修道大学・教授(仏文学))と結婚するときに、家事分担の契約書を交わし、その中で皿洗いは必ず同氏がすることにしたそうです。(違反すると相手に罰金を払うとのこと)

お互いを対等な人間として尊重することを日々の暮らしの中で実践する一環として、夫が妻の家事を「手伝う」ではなく、家事も対等に分担するという考え方が大切だと思います。

また、男も家事を積極的に担うことでたくましい生活力がつき、長生きもできるのだそうです。

〒400-0831 甲府市上町601-4 甲府市環境センター内 なでしこ工房1階事務室
国連NGO 横浜国際人権センター・山梨ランチ
(代表・横山 隆史(全日本同和会山梨県連合会・会長))(TEL・055-243-8563)